

<認知症に備える遺言代用信託>

FPネットワーク神奈川会員 稲川 純

親が認知症になった場合、銀行側が「著しく判断能力が低下している」と判断したときに親の銀行口座が凍結されてしまう可能性があります。詐欺、口座の不正使用などの犯罪に巻き込まれ口座名義人が財産を失うリスクを防ぐためです。

もし口座が凍結されてしまうと、親はたとえ自分の預金でも、生活費や入院費用、介護費用の支払いのための資金を引き出せなくなります。家族も親のために使うお金を立て替えなければなりません。このような問題の解決策の一つとして、遺言代用信託があります。

■ 遺言代用信託とは

遺言代用信託とは、信託銀行や地銀で取り扱っている金銭信託の商品です。文字通り遺言の代わりになる信託です。

契約者（親）の金銭を信託銀行等に信託して、生存中は本人のために管理・運用してもらい、契約者が亡くなった後には、契約者があらかじめ指定した「受取人」に金銭を速やかに渡すことができる信託です。遺産分割協議成立前でも受取りが可能です。

また、遺言代用信託は、亡くなった時に「受取人」に金銭を渡せるだけでなく、生存中はその金銭を自分のためにもいつでも自由に使えます。

■ 認知症に備える遺言代用信託

契約者が認知症や要介護状態になった場合、あらかじめ指定した「代理人」が医療費や介護費用等、契約者のために使う資金を契約者に代わって引出せる遺言代用信託もあります。一例として次のようなものです。

契約者が元気な期間は、本人自身の申出により用途は自由に随時引出すことが可能です。

契約者が認知症等になった場合、本人の医療費や介護費等を「代理人」が引き出せます。

引き出し金額は、医療費や介護費等の請求書、または、領収書金額の範囲になり、「代理人」の口座に振り込まれます。また本人があらかじめ指定することにより、本人の生活費を定時定額金で代理人の口座に振込むことができます。

NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

カルチャークラブ

またあらかじめ「見守り人」を指定することにより、「代理人」が行った金銭の入出金状況を「見守り人」に書面で知らせることもできます。

相続が発生した場合は、「受取人」は信託して残った金銭を簡単な手続きで受取れます。

なお、「受取人」が受取る金銭は相続税の課税対象になります。また遺言により相続の遺留分を侵害された場合は、遺留分の権利を侵害された相続人が希望すれば、「受取人」に遺留分の金銭の支払いを請求できます。

■ 手数料など

遺言代用信託は、銀行によって様々な種類の商品があり、元本保証の有無、受取人・代理人の範囲、受取方法、手数料・信託報酬の有無や額が異なりますのでご注意ください。

一例として、ある地銀が取り扱う認知症に備える遺言代用信託は、元本保証で預金保険の対象です。契約時の手数料は、信託金額の2.2%（最低55,000円、税込）です。例えば、信託金額1,000万円の場合、手数料は税込22万円です。また、信託報酬（運用報酬）が運用収益の中から引かれます。認知症等になり代理人が代理を開始した後は、毎年3,300円（税込）の管理手数料がかかります。

認知症で口座が凍結されてしまった場合、成年後見制度を使ってお金を引き出すことができますが、手続きに時間がかかり初期費用の他に毎月2万円以上の費用がかかります。これに比べると遺言代用信託はかなり使いやすい方法と言えます。

■ まとめ

遺言代用信託は、申込み年齢に上限はありませんが、行為能力・意思能力があり、後見人等の代理人を必要としない人しか契約できません。認知症や介護の話題は話しにくいテーマですが、親が元気なうちにご家族で相談してみてもいいかもしれません。

また遺言代用信託で取り扱える信託財産は金銭だけです。自宅を売却して介護資金に充てたいなど金銭だけでなく不動産も扱いたい場合は、成年後見制度や民事信託（家族による信託）を利用しましょう。

NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp



NPO法人 FPネットワーク神奈川

カルチャークラブ

なお、遺言代用信託に似た名称の遺言信託というサービスがありますが、遺言信託は遺言書作成のアドバイス、遺言書の保管、相続発生後の財産の調査から遺言書に基づく相続手続きを行い、遺言執行完了までサポートするサービスのことで、遺言代用信託とは全く異なるサービスです。

NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

セミナー : TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談 : TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp